佐藤栄学園平成国際大学校友会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、佐藤栄学園平成国際大学校友会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会は、事務所を平成国際大学事務局内に置く。

（目的）

第３条　本会は、母校の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）会員名簿・会報その他の発行等

（２）教育諸活動及び学生諸活動への支援

（３）大学記念事業に対する助成

（４）その他本会の目的達成に必要な事業

（会員）

第５条　本会の会員は、平成国際大学卒業生及び同大学院修了者とする。

２　佐藤栄学園理事長及び平成国際大学教職員（退職者を含む。）は、会員となることができる。

第２章　役員会及び顧問

（役員会）

第６条　本会に役員会を置き、次の事項について審議する。

（１）事業に関する事項

（２）会計に関する事項

（３）その他本会に運営に必要な事項

２　役員会は、毎年 1 回これを開く。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に、これを開くことができる。

３　役員会構成員の過半数から開催の要求があったときは、会長は役員会を開催しなければならない。

４　役員会は、会長が招集し、その議長となる。

５　役員会は、役員会構成員の過半数の出席によって成立する。

６　役員会は、出席役員の過半数以上の賛成をもって議決する。ただし、賛否同数のときは議長が、これを決する。

７　佐藤栄学園理事長及び平成国際大学学長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

（役員）

第７条　委員会は、次の役員を持って構成される。

（１）　会長　　１名

（２）　副会長　１名

（３）　理事　　５以上１０名以内

（４）　監事　　２名

２　役員は、第５条第１項に定める会員でなければならない。

３　理事及び監事は、総会がこれを選任する。選任の方法については、別に定める。

４　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

５　会長及び副会長は、役員会の議決によって理事の中から選任する。

６　役員が任期途中で退任した場合、補充された役員の任期は退任した役員の残りの任期とする。

（任務）

第８条　役員の任務は、次のとおりとする。

（１）　会長は、会務を総括し、本会を代表する。

（２）　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

（３）　理事は、事業の企画運営を担当する。

（４）　監事は、会計を監査する。

（顧問）

第９条　本会に、顧問を置く。

２　顧問は、役員会の議にもとづき、会長がこれを委嘱する。

（幹事）

第９条の２　会長は、会務の執行を補佐するため、会員の中から若干名の幹事を指名することができる。

第３章　総会

（総会）

第１０条　本会に、総会を置く。

２　総会は、年に１回、これを開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時にこれを開くことができる。

３　会員総数の１００分の１の会員から、書面で要求があったときは、会長は開催するものとする。

４　総会は、会長が招集し、議長となる。また、会長が認めた場合、書面（電磁的記録を含む）をもって表決することができる。

５　総会は、第５条第１項に定める会員の内、総会に出席した会員の過半数をもって議決する。ただし、賛否同数のときは議長がこれを決する。

６　佐藤栄学園理事長及び平成国際大学学長は、総会に出席し、意見を述べることができる。

（総会の審議事項）

第１１条　総会は、次の事項を審議する。

（１）　会則等の改正に関する事項

（２）　事業に関する事項

（３）　会計に関する事項

（４）　その他本会に関わる重要な事項

第４章　会計

（会費）

第１２条　第５条第１項に定める会員は、会費を納入しなければならない。

２　納入の時期及び額については、別に定める。

（会計）

第１３条　本会の経費は、会費、寄付金その他の収入金をもって充て、経理事務は平成国際大学事務局に委任する。

（会計年度）

第１４条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

附　則

１　この会則は、平成１３年７月１９日から施行する。

２　本会設立当初の役員は、本会設立準備委員会の推薦する幹事のなかから、その互選によって選出する。その任期は、平成１４年３月３１日までとする。

附　則（平成１６年３月２７日総会議決）

この会則は、平成１６年３月２７日から施行する。

附　則（平成２９年１０月２８日　総会議決）

１　この規程は、平成２９年１０月２８日から施行する。

２　この会則施行前において役員であった者は、この会則施行後も任期の終了まで当該職務を継続するものとする。この場合において、会長及び副会長は理事から選任されたものとみなす。

附　則（平成３１年２月２３日　総会議決）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月７日　総会議決）

この規程は、令和元年１２月７日から施行する。

附　則（令和３年６月５日総会決議）

この規程は、令和３年６月５日から施行する。

附　則（令和６年６月８日総会決議）

この規程は、令和６年６月８日から施行する。